

報道機関各位

地域総合活性化事業交付金（団体）の 募集について

地域の活性化や、地域の課題を解決するために創意工夫し企画した地域活性化に資する事業に対し、交付金を交付し支援します。

募集期間 令和2年4月1日（水）～4月30日（木）まで

対象団体 複数の箕輪町民を含む5人以上で構成し、町内で活動する団体。

※政治活動、宗教活動、営利活動目的の団体は対象外とします。

対象事業 ・地域コミュニティ活性化に資する事業

- ・まちづくりに熱意を持つ住民が自主的に実施する地域活性化に係る事業
- ・公益性、独創性、発展性及び実現性が期待できる事業
- ・政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない事業

交付金額 原則上限 20万円

※対象となる事業費等、詳細については下記までお問合せください。

過去における採択事業例

- ・上古田イメージソング制作プロジェクト・2019 クリスマスコンサート・星のイルミ通り
- ・その他、環境整備、遊休農地の活用、芸術文化の活性化などに関する各種事業

申請先 箕輪町役場 企画振興課まちづくり政策係（内線：113）

添付資料 有 無



企画振興課 まちづくり政策係
（課長）毛利 岳夫（担当）小笠原、笠原
電話：0265-79-3111（内線）113
FAX：0265-79-0230
E-mail：kizai@town.minowa.lg.jp

地域総合活性化事業交付金（団体分）

～住民自らが地域の課題を解決するため創意工夫して企画した
地域活性化に資する事業に対し支援します～

○対象団体

複数の箕輪町民を含む5人以上で構成する団体で、町内で活動し、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体

○対象となる事業・補助金額

次に掲げる全ての要件に該当する事業について、**原則 20 万円**を限度として決定した額を交付します。算定額の 1,000 円未満の端数は切り捨てます。

- ・地域コミュニティ活性化に資する事業
- ・まちづくりに熱意を持つ住民が自主的に実施する地域活性化に係る事業
- ・公益性、独創性、発展性及び実現性が期待できる事業
- ・政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない事業

○申請手続き

【提出書類】

- (1) 地域総合活性化事業交付金（活性化事業分）交付申請書（様式第1号）
- (2) 団体の規約又はこれに準じるもの
- (3) 構成員名簿
- (4) 事業収支予算書
- (5) その他事業費・事業内容の確認ができる書類

※申請に必要な様式は、町HP内にあります。

町HP「町政情報」－「協働のまちづくり」－「箕輪町地域総合活性化事業交付金（団体分）」

○提出締切日：4月30日（木）

○提出先：箕輪町役場企画振興課まちづくり政策係（役場2階18番窓口）

○留意事項

- ・継続採択事業については前年度決定額を上限とします。
- ・次の経費は対象外とします。
維持、管理、運営の為の経費
作業に対する報酬・賃金・日当及び飲食費（お茶代は除く）
厨房機器、ストーブ、掃除機などの備品類の更新費
懇親会や反省会に係る経費



○過去における採択事業例

- ・上古田イメージソング制作プロジェクト・2019クリスマスコンサート
- ・星のイルミ通り・その他、環境整備、遊休農地の活用、芸術文化の活性化などに関する各種事業

○備考

4月募集分の交付決定額が予算額に達しない時は、5月以降も申請を随時受け付けます。

○問合せ先

箕輪町役場企画振興課まちづくり政策係
電話 79-3111（内線113）
E-mail kizai@town.minowa.lg.jp